二　銀行業　当該各事業年度の受入利息の合計額のうちに当該受入利息で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度の支払利息の合計額のうちに当該支払利息で関連者以外の者に対して支払うものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

三　信託業　当該各事業年度の信託報酬の合計額のうちに当該信託報酬で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

四　金融商品取引業　当該各事業年度の受入手数料（有価証券の売買による利益を含む。）の合計額のうちに当該受入手数料で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

五　保険業　当該各事業年度の収入保険料の合計額のうちに当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

六　水運業又は航空運送業　当該各事業年度の船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該収入金額で関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

七　物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）　当該各事業年度の航空機の貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該収入金額で関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

次に掲げる取引は、外国関係会社と当該外国関係会社に係る関連者との間で行われた取引とみなして、前項各号の規定を適用する。

一　外国関係会社と当該外国関係会社に係る関連者以外の者（以下この項において「非関連者」という。）との間で行う取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国関係会社に係る関連者に移転又は提供をされることが当該対象取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合における当該対象取引

二　外国関係会社に係る関連者と当該外国関係会社に係る非関連者との間で行う取引（以下この号において「先行取引」という。）により当該非関連者に移転又は提供をされる資産、役務その他のものが当該外国関係会社に係る非関連者と当該外国関係会社との間の取引（以下この号において「対象取引」という。）により当該外国関係会社に移転又は提供をされることが当該先行取引を行つた時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合における当該対象取引

外国関係会社（第十五項第一号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が統括会社に該当する場合における前二項の規定の適用については、同号及び前項に規定する関連者には、当該外国関係会社に係る外国法人である被統括会社を含まないものとする。

外国関係会社（第十五項第五号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が特定保険協議者又は特定保険受託者に該当する場合における第十五項及び第十六項の規定の適用については、同号及び同項に規定する関連者には、当該外国関係会社に係る特定保険外国子会社等又は特定保険委託者を含まないものとする。

法第六十六条の六第二項第三号ハ⑵に規定する政令で定める水域は、同号ハ⑵に規定する本店所在地国に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域とする。

法第六十六条の六第二項第三号ハ⑵に規定する政令で定める場合は、外国関係会社の各事業年度において行う主たる事業（同号イに規定する事業持株会社にあつては、統括業務。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

一　不動産業　主として本店所在地国にある不動産（不動産の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）の売買又は貸付け（当該不動産を使用させる行為を含む。）、当該不動産の売買又は貸付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理を行つている場合

二　物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）　主として本店所在地国において使用に供される物品の貸付けを行つている場合

三　製造業　主として本店所在地国において製品の製造を行つている場合（製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められる場合として財務省令で定める場合を含む。）

四　第十五項各号及び前三号に掲げる事業以外の事業　主として本店所在地国において行つている場合

法第六十六条の六第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、法人が被統括会社に該当するかどうかの判定については当該法人に対して統括業務を行う外国関係会社の各事業年度終了の時の現況によるものとし、外国関係会社が統括会社に該当するかどうかの判定については当該外国関係会社の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

第三十九条の十五の見出し中「特定外国子会社等の」を削り、同条第一項中「第六十六条の六第二項第二号」を「第六十六条の六第二項第四号」に、「同条第一項に規定する特定外国子会社等（」を「外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）」に改め、「及び次条第一項」を削り、「「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同項第一号中「第五項まで」の下に「、第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、「第十号」を「第八号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項第四号中「発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額（以下この節において「発行済株式等」という。）」を「発行済株式等」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）」を削り、「百分の二十五」の下に「（当該他の法人が次に掲げる要件を満たす法人である場合には、百分の十）」を加え、「配当等の額の支払義務」を「法人税法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この条及び第三十九条の十七の二第二項において「配当等の額」という。）の支払義務」に、「法人税法」を「同法」に改め、同号に次のように加える。

イ　その主たる事業が化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭をいう。以下この号において同じ。）を採取する事業（自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。）であること。

ロ　租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（当該締約国又は締約者に係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域を含む。）内に化石燃料を採取する場所を有していること。

第三十九条の十五第二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第六十六条の六第二項第二号」を「第六十六条の六第二項第四号」に改め、同項第十号中「保険準備金」を「法第五十七条の五第一項又は第五十七条の六第一項の異常危険準備金に類する準備金（次号及び第三十九条の十七の二第二項第一号において「保険準備金」という。）」に改め、同条第三項中「係る特定外国子会社等」を「係る外国関係会社」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第四号」に改め、同項第一号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等」を「第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）」に改め、同項第二号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同項第三号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関